

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（平成30年1月～3月）

表1 監督実施事業場数、違反率、最低賃金額未満労働者

	監督実施 事業場数	最低賃金 未満 事業場数	違反率（%）	監督実施 事業場 全労働者数	最低賃金額未満労働者			
					数	比率 （%）	うちパート・アルバイト数	
							うちパート・アルバイト数	同比率（%）
地域別	819	97	11.8	8,476	245	2.9	161	65.7
最低賃金	(729)	(75)	(10.3)	(8,380)	(211)	(2.5)	(137)	(64.9)

※（ ）内は平成29年1月～3月の監督結果(以下同様)

表2 監督実施事業場の業種

	業 種	事業場数（割合%）		違反事業場数（割合%）	
		事業場数	割合%	違反事業場数	割合%
監督実施 事業場	製造業（食料品製造業など）	382	46.6	43	44.3
	商業（卸売業、小売業、理美容業など）	301	36.8	35	36.1
	接客娯楽業（旅館業、飲食店など）	81	9.9	8	8.2
	清掃・と畜業（ビルメンテナンスなど）	17	2.1	1	1.0
	保健衛生業（医療保健業、社会福祉施設など）	13	1.6	5	5.2
	その他	25	3.0	5	5.2
	合 計	819		97	

表3 事業場における最低賃金に対する認識

理 由	事業場数	割合（%）
適用される最低賃金額を知っている。	780 (672)	95.2 (92.2)
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	36 (55)	4.4 (7.5)
最低賃金が適用されるとは知らなかった。	3 (2)	0.4 (0.3)
合 計	819 (729)	100.0

表4 最低賃金以上を支払っていなかった理由(最低賃金未満事業場数の内訳)

理 由	事業場数	割合(%)
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	41(30)	42.3(40.0)
最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった。	23(14)	23.7(18.6)
適用される最低賃金額を知らなかった。	14(16)	14.4(21.3)
労働者から最賃額未満でも働かせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。	6(2)	6.2(2.6)
最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた。	3(3)	3.1(4.0)
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった。	3(1)	3.1(1.3)
高齢者には適用されないと思っていた。	2(1)	2.1(1.3)
労働能力が低い場合は適用されないと思っていた。	2(0)	2.1(0.0)
その他(賃金の計算誤り等)	22(13)	22.7(17.3)

※1 複数回答可のため、表における事業場数の合計(116事業場)は、最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数(97事業場)を超える。

※2 割合は、最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数(今回は97事業場、前回(平成29年1月~3月)は75事業場)に対する割合である。

グラフ1 最低賃金を主眼とした監督指導の実施状況の推移

